

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積（以下「基準面積」という。）以下とする旨届出があった。

平成19年11月30日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社ユニバース
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバース盛南店 盛岡市下太田字杉田47番地ほか
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 1,829平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日 平成18年3月3日
- 6 変更する理由 出店を断念したため